

富山県立山環境配慮バス改造費補助制度のご案内

1 対象者

県内に事業所を有し、一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業）又は一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）を営んでいる者

2 補助対象事業

別表の条件に該当するバスに**排出ガス低減装置（※）**を取り付けること。

（別表）

	路線バス	貸切バス
乗車定員	11人以上	
環境性能	自動車NO _x ・PM法の基準に適合しないバス	
使用の本拠の位置	制限なし	県内
運行場所	立山有料道路等（桂台料金所～室堂）の全部又は一部を運行経路に含む路線において使用するもの	立山有料道路等の全部又は一部において運行する見込みがあるもの *「運行する見込みがある」とは、事業者として例年運行実績があること、立山へのバス旅行の自社企画があること等をいいます。
その他	1事業者1台まで	

注）自動車NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）

（※）排出ガス低減装置

使用過程にある車両に取り付け、当該車両の運行に伴って発生する窒素酸化物（NO_x）又は粒子状物質（PM）を低減させる装置であって、当該装置の取付けにより当該車両が基準に適合することとなるもの

3 補助対象経費、補助率等

- （1）補助対象経費 排出ガス低減装置の購入費及び取付費用
（消費税及び地方消費税を除く。）
- （2）補助率 4分の1
- （3）補助上限額 50万円

4 注意点

- ・排出ガス低減装置を取り付ける前に補助金交付申請書を提出する必要があります。
- ・バスの車種や年式によっては取り付けられる排出ガス低減装置がない場合も考えられますので、事前に排出ガス低減装置の製造・取扱会社にご確認ください。

5 必要書類

申請書などの様式は、別添要綱の様式で作成いただきますようお願いします。

電子データが必要な場合は、県自然保護課までご連絡いただくか、県自然保護課HPからダウンロードしてください。

県自然保護課HPアドレス：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1709/kj00014233.html

6 申請方法等

随時、交付申請を受け付けています。

提出書類は、申請書及び添付書類一式です。